

根室市感染症等対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 感染症等（新型インフルエンザを除く）に関する対策について、緊密に連絡及び調整を行い、迅速に対応するため、根室市感染症等対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)国及び北海道が実施する施策等の検討、実施に関すること。
- (2)感染症等に係る情報収集及び提供に関すること。
- (3)感染症等対策に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、感染症等対策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長、部員をもって組織する。

- 2 議長は市長とし、副議長は副市長及び教育長とする
- 3 部員は、部長職をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集し開催する。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長に指名する者がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議に関する庶務は、市民福祉部保健課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。